

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和2年12月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年12月11日	9時50分	議長	坂口久信	
	閉会	令和2年12月11日	13時24分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	10番	川下武則	11番	久保繁幸	1番	山口一生
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	農林水産課長	川島安人		
	副町長	每原哲也	税務課長	安西勉		
	教育長	松尾雅晴	会計管理者	山崎浩二		
	総務課長	田中照海	学校教育課長	中川博文		
	財政課長	西村正史	社会教育課長	萩原昭彦		
	企画商工課長	西村芳幸	太良病院事務長	井田光寛		
	町民福祉課長	津岡徳康	建設課建設係長	川崎和久		
	健康増進課長	野田初美	建設課管理係長	枳原好治		
環境水道課長	浦川豊喜	建設課土地改良係長	峰松智彦			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月11日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第80号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第81号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第82号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第83号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第84号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第85号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第86号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第87号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第88号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第89号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第90号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第91号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第92号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第92号 財産の取得について
- 追加日程第3 意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書（案）の提出について

午前9時50分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

進める前に、今日は建設課長がこういう状況ですので、担当の係長が出席をされておりますので、よろしくお願いします。お手柔らかに。

日程第1 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第80号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

それでは、議案第80号の別紙について伺いたいというふうに思います。

別紙のところの第2条のほうに、最後のほうですけれども、ただし書が書いてあります。当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により太良町に帰属することとならない場合に限るとなっていますけれども、このただし書の内容について説明をお願いしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議長、少し時間をいただいてよろしいでしょうか。議案の条例案について、第1条から少し御説明を申し上げたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（坂口久信君）

どうぞ。

○総務課長（田中照海君）

今回、公職選挙法においてお金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担が設けられておりまして、令和2年度の改正により、町長選挙及び町議会議員選挙における公費負担制度が条例で定められることとなりました。

なお、供託物が没収される候補者については適用されないということでございます。この部分が、議員の御質問のただし書の供託物云々の条文であります。

ちなみに、令和2年の改正につきましては、今回の条例で挙げております選挙公営の公費負担の拡大ということで、選挙運動自動車の使用と選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成という、そういうことで挙げておりまして、もう一つが公職選挙法では町村議会議員選挙におけるビラ配布の解禁ということで、ビラ配布の上限が1,600枚ということで設定をされております。

それともう一つが大きな改正で、町村議会議員選挙における供託金制度の導入ということで、売名目的の立候補の乱立を防ぐと、そういう目的から供託金制度が設けられております。

今回の議案第80号につきましては、選挙の公費負担の拡大ということで、選挙運動用自動車の使用、それと選挙運動用ビラの作成、それと選挙運動用ポスターの作成ということで、それぞれ条文を規定してございます。

ちなみに、第4条に詳しく、1号、2号、それからア、イ、ウということで規定してございますけれども、金額的なものを少し申し上げますと、条例第4条の第1号でございますが、一般運送契約ということで、ハイヤーとかタクシーを使用した場合には上限額が1日6万4,500円、その5日間ということで、公費負担の上限32万2,500円となります。また、条例第4条の第2号のそれぞれア、イ、ウとございますけれども、アにつきましては自動車の借入れ、レンタカーということで借入れの契約をした場合は1日が1万5,800円、その5日間と。それと、燃料の供給の契約をした場合、その場合が7,560円と。それから、ウが運転手の雇用契約をした場合、これが1万2,500円の5日間ということで規定してございます。

進みまして、条例の第6条でございますけれども、これは選挙運動用ビラの作成ということで、従来までは、先ほど申しましたとおり、今回解禁、議員選挙につきましては1,600枚、町長選挙については5,000枚ということでありましたけど、新しく1,600枚のビラの作成ということで、単価が7円51銭ということで決められてございます。

それと、進みまして、条例の9条と11条には、ポスターの作成を規定してございまして、ポスターの掲示場がその数に応じて金額が定められるということでございます。太良町の場合は、現在のポスター掲示場が43か所と設定してございますので、公費負担限度額が、積算しますと33万3,121円と、そういう計算にございます。

それで、条文の中につらつら出てまいります法第100条第4項という、そういう項目がございまして、これは無投票となった場合の公費の扱いということで、選挙運動自動車の場合が告示日のみと、ポスターとかビラの配布については全て対象ということで、そういう条文を第12条まで立てております。

以上であります。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、ただし書の説明についてお願いしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、第2条のただし書の項目につきましては、供託物の没収ということで、町村議会議員選挙の場合が有効投票の総数割る町の議会定数の10分の1と、その分の票に至らない場合は没収しますという、そういう条文であります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

それでは、その供託物はどういうのが該当するのか、金額としてどういうことになるのか

ということと、8ページの、先ほどちょっと説明がありましたけれども、(1)の一般運送契約と借入れ契約というのが(2)のアにありますけれども、これはレンタカーと普通のタクシーとか、そういうことに分かれるんですかね。もう少し具体的にお願いしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

まず、4条の第1号ですね。1号のこれの契約が、一般乗用旅客自動車の契約ということでございますので、その1号部分はハイヤー方式でタクシーを借り入れる場合でございます。2号につきましては、それぞれ先ほども申し上げましたが、アが車だけを借り入れる場合の規定、ちなみにイが燃料ですね。ウが運転手の借入れと、そういう条文になります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

ビラについても説明があり、ポスターについても説明がありましたけれども、私有車を選挙に使った場合の取扱いというのは、支払いはないということになるんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

第3条に使用の契約締結ということで、選挙管理委員会に届ける必要があるということでございますので、このお車を使うよという、そういう届出をしてもらうということでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

すいません。説明が長かったので、重ねての質問になると思いますけど、すいません。まず、町村長選挙と町村議会の議員選挙と分けて聞きたいと思いますけれど、現状は町村長選挙というのは選挙運動用の自動車、それとポスター、またビラ5,000枚ですけど、これは公費では賄っていないということですね。ほいで、供託金が50万円あるということだと思えますけど、まずこれがどうなるかというのだけ教えていただけますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この条文につきましては、町長選挙と議会議員選挙、それぞれで初めて公費負担が設けられるということでございますので、御質問の分については、今回新たに公費負担になると。それから、供託金でございますけども、従来の法律で50万円というのが町長選挙については定められておりましたが、今回2年の改正で新しく町議会議員さんのみ15万円の供託金という規定でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

私、町議会のほうは聞いていないんですけど、すいません。今から聞きます。いろいろ……ありますので。

町議会選挙のほうは、現状では選挙運動用の自動車とポスターは、これは公費負担されておられません。そして、選挙用のビラも配ることは許されておられません。それと、供託金もないですね。これがどう変わるか。よろしくお願いします。

○総務課長（田中照海君）

供託金でございますけども、まず15万円というのが町議会議員に供託金を納めてもらうという規定にございまして、ポスターとビラ、それから自動車、新しくその分が公費負担になるというところでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

ビラはどうなりますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

ビラにつきましても、議会議員の選挙についてはビラの解禁ということでございまして、1,600枚、それについての単価が7円51銭ということで、その分についての公費負担が出せるということでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今、太良町の町議選は、申合せ事項で飛び石で街宣活動なんかをしていますけど、その場合は連続で5日間見られるのか、おのおの3日間という対象になるのか、そこだけお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

これは条例で定めていまして、単価の上限を定めていますけど、申合せ事項につきましても明文化しておりませんで、満額の選挙期間の5日間分は公費負担という認識でございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

その分は説明で分かったとですよ。だから、ハイヤーをした場合は6万4,500円の5日間で32万2,000円というとは分かった中で聞いてるんですよ。その場合に、3日間しか稼働しなかった場合はどうなるかということをお聞きいたします。5日間の32万2,000円のできるのか、それとも3日間の分かということですよ。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

これは条文だけでございますけれども、後になって選挙管理委員会のほうに提出してもら
う領収書という形で実際使用した経費の分について払うということでございますので、3日
であれば3日分ということでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今、町での町会議員選挙では申合せでしておっですよね。今の答弁だったら、実稼働の分
だけしかなかということであれば、実際それを守らんで毎日5日間稼働した分は払いますと、
上限額を超えない範囲で。ということは、もう申合せ事項はできんという解釈になるわけ
ですよ、こっちとしては。そこら辺は、今ここでは判断はできんかもしれんばってんが、検討
の余地があると思いますけど、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

借入れの領収書が5日間なら5日間ということで、公費負担は払いますけれども、その申
合せ事項を守る守らんというのはまた別の話でございまして、こちらとしては5日間借り入
れるという、そういう領収書があれば支払いをすることになると思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第80号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第81号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第81号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第81号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

82号、中山キャンプ場の指定管理者の指定についてということ踏まえまして、トイレのことでお尋ねしたいと思いますが、建設の当初、どうしても水洗ですので水が要りますね。その水の確保のための地下タンクだったのかボーリングだったのか分かりませんが、指定管理者の方いわく、トイレは作ったけど水はということ聞いたような記憶があると。実際、現場としては今川の水でやっておられますけれども、かなりな濁水で水がない場合も当然考えられますが、施工当初、水源の確保のための地下タンクか何かを設置するという経緯をもって着工されてあるのかどうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

所賀議員がおっしゃったとおり、平成28年度にトイレを整備しております。その際に、給水施設整備工事として予算を計上して、そちらの工事を実施されておりますが、その工事内容といたしましては、貯水槽蓋の改修工事、それと取水槽から給水施設までの約100メートル間の導水管の布設工事ということでございますので、議員がおっしゃられている取水を確保するための工事という内容ではございませんでした。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

お客さんがあるなしに関わらず、もしコロナ等が落ち着いた場合の来年の夏のシーズンが来たときには、それなりのお客さんを迎えることになると思います。そうした場合に、トイレの使用の頻度が当然高まるわけで、どうしてもきれいな水じゃないと当然目詰まりもしますので、その辺を、場所柄非常に難しいところかも知れませんが、ちゃんとした水をきれいに確保できるような設備をやっておくべきではないかというふうに思いますが、その辺はどう考えられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

おっしゃるとおり、多良川からの取水に頼っているこの中山キャンプ場につきましては、雨の少ない今の時期、冬場にはどうしても河川の水位が低下して、取水が困難になるという状況は私どもも認識しております。今後の対応につきましては、現在の取水口付近を再度指定管理者また専門の業者さん等も交えながら一度確認して、どうしたら安価な価格で安定した取水ができるのかということを検討したいと思っております。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

新年度予算等の査定があつてるのかどうか分かりませんが、この辺はぜひ来年度予算等でしっかり組めるような対策、対応を取っていただいて、検討じゃなくて、ぜひ実現する方向で行っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まさに今新年度予算編成が取りあえず終わったところでございますけど、まだこれから財政課長査定、年が明けて町長査定となりますので、時間的な余裕がございますので、早速現場等確認して、新年度予算に計上できるような体制を取りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

今回、太良美装さんのほうを候補者として選定されているかと思うんですけども、実際どういう要項とかというか、選定する中でどういうポイントで選定をされているのかを教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、公募期間を設けて、限られた期間ですけど、その期間に申請書をお出しいただいた

内容を課内で評価しております。評価内容としては、まず一番重要なのが、町民の平等な利用が確保される申請内容となっているのかということ、それと事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているかどうかということ、それと3点目として、事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力、こちらのほうが担保できている内容なのか、この3点を評価しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

結構キャンプ場についてはもっと人を呼び込めるんじゃないかとか、そういったところも、例えばイベントの企画とか、そういうところも選定の理由に入るのかなというふうに思うんですけども、年間の事業計画というか、その計画の中に集客というか、そういったところは判断の基準に入っているんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

当然、集客力を高めるということは大きなポイントでございます。イベントについても、何らかのイベントを集客のためには実施してほしいということも指定管理の契約を行う上では、こちらのほうも要望しておりますが、今のところなかなか人的な問題もあり、イベント開催ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

今のところ、キャンプ場の利用というのが夏場に限定をされていると思うんですけども、実際キャンプをする方には、虫がいない冬場のキャンプ場の利用というのが結構人気があるんですけども、今回そういったところまで、夏場以外、周年利用が可能な状態にするような検討はされているんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今回の申請の内容では、通年という営業は考えておられません。どうしても通年となったら、それに係る管理人費用等が増額してしまいますので、必然的に町の指定管理委託料も高くなりますので、今のところ通年ということは行政としても考えておりません。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

82号は指定管理の件なんですけど、関連と申しますか、道路の復旧ですね。この前視察に行かせていただいたんですが、これがいつ頃の予定でまたこれが開通できるのか、まずはそれをお尋ねいたします。

○町長（永淵孝幸君）

県道でありますので、県には早急にしてもらおう要請はしております。しかし、いつまでというふうなことで、そこは県のほうに対応していただいておりますので、今工事等をやっていただいておりますけれども、いつまでということは私は把握しておりません。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それでは、これは指定管理期間は来年4月1日からということを書いてありますが、それには間に合うような整備をやっていただくような要望をされておられるのか。それと、また今年大雨が降ったのが7月だと思うんですが、この指定管理者、前々からずっとキャンプ場の指定はされておるんですが、その間の指定管理料等々はどのような支払いとか、また管理等はどのようにされてこられたのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

まず、1点目の県道多良岳公園線の被災箇所への復旧の件でございますけど、こちらにつきましては、先ほど町長答弁もありましたとおり、まだいつまでということが分かっておりませんが、来年4月1日から指定管理の年度協定を結ぶわけですけど、実際は4月下旬のゴールデンウィークから開設をする予定となっておりますので、県のほうにはこちらの今後のスケジュール等を伝えながら、早期に復旧できるようにお願いしていきたいと思っております。

それと、2点目の今年度の指定管理委託料ですけど、4月下旬から5月上旬のゴールデンウィークについては、新型コロナウイルスの影響で開設できておりません。夏休み期間中も、当然大雨被災で開設しておりませんので、年額157万円の指定管理委託料を予算措置しておりましたけど、当然開設してないこともありますので、減額の方で指定管理者とは調整をしていきたいと思っております。しかしながら、人件費が主になりますので、人件費については指定管理者の責めに帰すべき事由ではございませんので、ある程度は見てやらなければならないのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

久保君の質問に対して、建設係長のほうから資料があったというようなことでございますので、建設係長に答弁させます。

○建設課建設係長（川崎和久君）

先ほどの久保議員の質問についてお答えいたします。

県の担当の係のほうに県道多良岳公園線の災害の箇所についてお伺いしましたところ、現在入札の準備を行っているということでございます。業者の決定につきましては、1月末から2月上旬の予定で業者のほうが決まるということ聞いております。山開きまでの工事の完了につきましては、県のほうも間に合わせるができないかもしれないというような回答をいたしておりました。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

82号も83号もそうなんですけど、私はよく分からないんですが、指定管理者のときに金額は幾らでこれをお願いするとかという議会の議決を求めるということになってはいますが、条例でもずっと同じ金額に何年間もそういうふうになるのか、それとも3年間の見直しごとに改めて金額が提示されるのか。金額が分からずに、これは議決できないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

指定管理委託料ということでございますけど、まず中山キャンプ場で申し上げますと、指定管理委託の期間が3年ということで期間を設定しております。原則、その3年間は同額で契約をするんですけど、実際その期間にいろいろな事情で物価が上がったりとか、また賃金の見直しがあったとか、そういった特殊な事情があった場合は、年度途中ということはないかなかできませんけど、2年度目、3年度目ということで指定管理者と当然協議をしながら見直しをしているところでございます。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

そうしますと、当初の例えば極端に言いますと、具体的に言いますと、100万円なら100万円で決めていたら、その翌年度はまたその見直しもやるという形になりますね、今の説明で行きますと。そうすると、基準が100万円なのか、云々で、人件費のあれで増減するというのも分かりますけども、申し訳ないけど、その次の号の83号では12項ありますけれども、そういうふうな形でどれについて幾らぐらい、どれについて幾らぐらいというふうな決め方をやるんじゃないんですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

どれについて幾らとおっしゃられることが、よく私は把握できないんですけど、うちの中山キャンプ場で申し上げますと、12年前から指定管理者制度を導入しております。そのときの算出根拠としましては、直営で実施していたその金額を基にはじいているわけでございまして、そこを基準として毎年物価変動等を考慮したところで変更をしているところでございまして、例えば100万円とおっしゃいましたけど、100万円ですと変わらないということは当然ございません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第82号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第83号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

この指定管理についてですけれども、野外の会場ということが多くて、ずっと私も言い続けていますけど、トイレが汚いということで社会教育課のほうにも大分申し上げました。以前、大分指導しているんですけど、なかなか改善してもらえないんですという、そういう担当者の言葉を聞いて私もえっと思ったんですけども、指導をして聞いてくれないところにまた委託をするというのはいかがなものかなと思ってですね。そこは、こちらの要望を聞いてもらって、町としてはお客様のはずですから、その指定管理者にしたらですね。だから、その辺のところをもうちょっと厳しくというか、きちんと指導をしていただきたいなと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

監査委員でもあります議員の御指摘のとおり、指摘は秋頃にも受けたところでございます。職員が現場に向かう途中で、そういった見るケースで気づきの点とかがあった場合も指摘はしておる状況でございます。先ほど御指摘の点でございますけども、今回更新するに当たって、何か前よりもよい改善点はないかということで協議を進めております。そういったところで、前よりもさらに利用者目線でということ念頭に置いて、チェックすべき項目をもうちょっと多くして、自ら施設の清掃に当たる方の意識の向上にも努めていかなければならないということで、今協議とか指導をしている状況でございます。

○5番（待永るい子君）

ぜひ指導をしていただいて、業者としての質を上げるというか、そうしないと国スポがあ

ります、整備をしていますと、新しくトイレも作りますと言っても、また元の木阿弥に戻るようだったら、何のために経費を出してきれいにして整備をするのか、意味がありません。だから、その辺は徹底して、特に外部の人が一番見られるのは外の会場なんですよ。外のトイレなんですよ。だから、今までとは意識を変えてもらって、トイレをきれいにしないと観光客も来ませんし、その辺にもつながっていきます。その辺を徹底してしていただきたいのと、前回そういうふうな不備があったら3年の契約でも期間を短くされますかということをお聞きしたと思いますけど、それについてもいかがでしょうか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

清掃につきましては、黒ずみが目立つという御指摘もいただいております。年に2回とかローテーションごとに施設を大掃除、特別期間とか、そういった設定をいたしまして、施設ごとにそういう黒ずみ対策とか、そういったことで、利用者がとにかく気持ちよく利用できるような体制、施設の維持を目指して、強く指導をしていきたいと思っております。

もう一つ、期間の途中での件ですけども、協定書、契約書及び年度協定書及び募集要項等にもございます、そういった基準に照らし合わせまして、そういった点で不備な点がありましたら、年度途中でも契約を打ち切る可能性はあると思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

ぜひただし書でもつけていただいて、3年間は安泰なんだという、そういう意識じゃなくて、3年間にまたより一層勉強をしていくというか、より美しさを目指していくというか、そういうふうな御指導をしていかないと、一番心配するのは、ほかに競争相手がないから、そこしかないから、うちしかないだろうということになったら、いい方向での委託にはならないかなと思いますので、町内でももしかしたら委託先が1つしかなかったら、ないなりにより一層厳しさをもって対処していくべきじゃないかなと思いますので、その辺を一段と御指導お願いしたいと思っております。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

募集の結果としましても、残念ながら1件という寂しいような状況でございます。そこに甘んじることなく、初めての契約ではございませんので、経験を持って以前よりもよくなったと言われるように、強く目を向けて指導をしていきたいと思っております。

○10番（川下武則君）

私はよく分からない部分があるんですけど、道越の環境広場のトイレの女子トイレが数が少ないということを前から話が出てたと思うんですよ。それで、女性用がいつも運動会のたびに、向こうにも仮トイレは置いていたんですけど、少ないということと、1回見に行ったときに、いまだにウォシュレットもついとらんといいますか、洋式ではあつとですけど、そ

こら辺のトイレの改善はできないもんですか。どうですか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、トイレの数についての御質問ですけども、町民体育大会など、大きなイベントにつきましては仮設トイレを設置している状況でございます。ウォシュレットにつきましては、今後施設整備に向けて財政当局とも相談しながら、利便性の向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

ぜひ、今度国民スポーツ大会も佐賀県のほうでされるということで、女子の方が練習に来られたりとか、いろいろするんで、特にそこら辺はお願いをしときたいなというふうに思います。よろしく頼みます。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

道越環境広場につきましても、国スポの練習会場でもございます。そういった面では、施設の維持向上に向けて改善点があれば、前向きに検討して進めていきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第83号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第84号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第84号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第85号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第85号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

素朴な質問ですけど、指定の期間は、これは令和3年から8年ということで5年間ですけど、前の分もですけど、その以前の分は3年間ですよ。指定管理するところによって3年とか5年とか指定されていますけど、その分は何かそういう特別な理由があるのか、お尋ねします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

指定期間の考え方としましては、その施設や設備の維持管理が主な業務、そういった場合は3年ということで基本的な考え方としております。一方、今回のしおさい館とか火葬場は5年ということで、こちらについては施設や設備の維持管理とソフト事業を一体的に実施する場合、それと業務内容に一定の専門性、それと人材育成やノウハウが必要な場合、そういったことでこの2施設については維持管理以外にも専門的なノウハウが必要ということで、5年ということで期間を考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

取ってつけたような答弁やったばってんね、そうしたらそれであるならば、5年じゃなくて7年、10年ということでも可能なわけでしょう。だから、私が聞いたかとは、3年、5年というぴしゃっとした規約があるのか。だから、今の答弁であれば、5年の分は7年、10年ということも可能ということの解釈でよかったですかね。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、長くても5年までとか、そういったことは全然ございません。よその事例では、動物園とかは10年、病院とかについても10年、そういった事例もございま

すので、5年が最長ということではございません。この期間については、指定管理者選定委員会の中で、町の場合は維持管理が主たるものについては3年、それと運営のために専門的な知識等を要する場合は5年ということで、あまり長くなり過ぎても指定管理者が当然のように同じような業務しか行わないという場合もございますので、最長でも今のところ5年ということでしているところでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

それであるならば、先ほどの質問でもあったんですけども、競争相手がいなくてするのであれば、最長10年でも、実際両方とも競争相手はいないわけでしょう。だから、10年なら10年でしてもらったら、それでよかとじゃなかろうかなと思いますけど、そこら辺はどがんですか。その5年が、だからどういう意図で5年というところを今言われよっとか。中さん突っ込めんば、俺もあれするけんね、言わんばってんが、私が言いよところは酌んでもらうて、できるのかできないのか。決算委員会のことは聞いてもらえば分かると思うばってんね、だからいろんな問題がある中であるならば、長くしてもらうたがよかと思えますけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

実際、5年以上の契約も可能でございますので、選定委員会の中で議員の御提案ということで協議し、来年以降の指定管理者制度に生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

指定管理の3年と5年と言われましたけれども、指定管理料についてはどのように考えてありますか。3年の契約だったら3年間同じ金額とか、そういうふうな考え方ですか。それとも、それは相手との交渉で常に変わっていくという、そういう考え方なんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

指定管理委託料については、先ほどの松崎議員への答弁と若干重複するところがございますけど、年度ごとに年度協定書を締結して、その中でその年度の指定管理委託料を決定するわけですけど、当然実績報告というのを求めて、実際どれくらいの支出がかかっているのかということをごちらのほうも確認いたします。その中で、町から支払った指定管理委託料で賄っていない部分、収支にマイナスが出ている場合については内容を確認して、その内容が正当な内容でしたら、当然次の年度で指定管理委託料に反映させているというような状況でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

そしたら、前年度よりも安くなったという経緯はありますか。大体見てたら、年々若干差はありますが、いろんな人件費じゃ、さあ何じゃという名目で上がっているのがあれで、そういう年々違うんだったら、当然前年度は要ったけど今年は要らないとかという、そういうのもありますけれども、実際下がったというのがありますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

私が把握している分では、過去に下がったということはないと思います。ただ、今回の中山キャンプ場、こちらについては下げるといって方向で調整をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

その辺が徐々に、何でいつの間にか上がってるんだらうというようなのがありますので、その辺は厳しくチェックをしていただいて、町の財政負担を少なくして、より利便性を高めてきれいに整備をしていただくというのが委託の目的じゃないかなと思いますので、その辺をもう一回再確認していただいて、委託料がいたずらに上昇していかないようによろしくお願いいたします。答弁は要りません。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第85号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日松崎君から、12月9日の一般質問における発言について不適切な

部分があったので、会議規則第61条の規定により、お手元に配付しております発言取消しの申出に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。この取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、松崎君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第86号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第86号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

補正予算書の26ページ、8、土木費の中の1の住宅管理費、これで修繕料としてでしょうか、260万円ほど計上しておりますが、この内容についてお伺いしたいと思います。

○建設課管理係長（枳原好治君）

お答えします。

町営住宅の配水管の詰まりや浄化槽設備の故障、水道の集中検針盤の故障など、突発的な修繕などです。また、退去時に床の張り替えや壁塗装などの経年劣化による補修は町のほうで行っておりますので、今年30年以上入居された方が3軒ほど退去されましたので、その分で修繕に大幅な額がかかっております。また、今後も修繕等の発生が予想されますので、残りの年度内の修繕料の増額をお願いしているところです。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

先ほど、町営住宅のことを申されましたが、平成29年3月に太良町公共施設等総合管理計画が作成されております。その中に、この計画の期間としては20年間として、10年でもう一回この計画の見直しをやろうという計画になっております。この中に、公共施設の老朽化の状況というところで、公営住宅等という欄がございます。ここに、40年未満30年以上が約43%というふうにあります。これは、当然公共施設等の管理計画のためのヒアリングもしくは現場を見て、老朽化の度合いがどんなものか、そういったことを見て計画をされていると思いますが、この公営住宅については今調査と申しますか、どれくらい進んでいる状況でしょうか。

○建設課管理係長（枳原好治君）

お答えします。

町営住宅につきましては、平成31年3月に太良町公営住宅等長寿命化計画というのを策定しております。この計画の策定時に、屋上の防水とか外壁の劣化状況、内部の状況などを各住宅について調査を行っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

まず1つ、この公営住宅ですけど、畑田、栄町、油津、亀ノ浦、パレットたらはごく最近のものですが、いっぱいあると思います。畑田のRC-1でしょうか、一番南側の分の建物が恐らく一番古くて、昭和57年くらいにできたと思います。これはやがて40年を迎えるわけですが、この辺の老朽化の見直しと、それから耐震性はどうなっているのか、お尋ねします。

○建設課管理係長（枳原好治君）

お答えします。

畑田の第1のほうは57年建設でありまして、まず老朽化に関しましては、先ほどの長寿命化計画で概算等も上がっておりますので、老朽化の状況を監視しながら、国庫補助などを活用して対応していきたいと思っております。

また、耐震化でございますけど、耐震に関しましては、町内の住宅が56年以降に制定された新耐震基準で設計されておるため耐震性ありの建物と考えられるため、耐震補強工事等は行っておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

補正予算書の18ページ、関連で23ページの農地費に、職員の給与の分を増減分を計上されておりますが、この農地費の分については、当初2名がある、多分6月だと思いますけど、1人減って、今現在はまた今回上げられておりますけど、これは9月の分で上げるべきもんじゃないかということと、もう一点は、この期間に職員が退職されておりますよね、現在までに。途中退職。その分はなぜ計上されていないのか、お尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員の御質問のとおり、人事の発令が9月1日という、その分に係る農地費の異動、予算づけでありまして、9月で補正すべきではないかということでございますけども、9月補正時では人事発令上、想定できておらず、今回の補正になったものであります。

それと、退職の方につきましては、今回の補正には計上しておらず、全体的な経費を見たところで減額ということであれば、3月補正を予定してございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

実際、9月1日から勤務されとりますけど、これは7月4日の集中豪雨による災害についてこういう異動が出たはずと解釈しております。それであるならば、9月の議会に間に合ったはずですよ。それと、常々私が、当初予算のときも言いますけど、人件費があるから辞めていった者は計上しません。足らんぎにゃ計上しますという解釈を私はしとります。でも、今年の3月議会でも言いましたけど、12月じゃなくて3月の時点で人員は計上すべきじゃなかかということで、それは宿題になっとっですもんね。総務課長が替わられておりますけど。だから、そこら辺を含めて、何か計上しなくていいって、職員が途中で辞めた分は計上しなくていいという、何か規約かなんか、決め事とかなんかあるわけですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

今おっしゃった、辞めたので計上しなくていいという規定等々はございませんで、通常そのような予算計上のやり方で従来やっておりました。先ほど宿題とおっしゃいましたけれども、3月の時点で組むべき予算、それと人員について再度検討してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

27ページの農地等災害復旧費の区分13、使用料及び賃借料で1,000万円の重機借り上げ料とあります。町長からの説明で、町単独の災害復旧費に係る経費で、人力では対応できない田水路、農道の復旧を計画しているということなんですけれども、これはどういう対象地を想定されているのかというのを教えてください。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

お答えします。

議員の御質問の重機借り上げ料ですけれども、今災害復旧ということで国庫の補助の対象になる事業につきましては今査定を受けている途中なんですけれども、国庫の補助にも該当しないような軽微なものとかにつきまして、工事じゃなくて、工事よりもすぐ取りかかれるような重機借り上げ料で対応しようと思っております。対象範囲ですけれども、災害直後に各地区から要望書が大分上がってきております。その要望書をまだ完全に精査しておりませんが、その精査をして各地区ごとにこの重機借り上げで対応をしようと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

結構膨大な量の件数が上がると思うんですけれども、地区ごとにまとめて、例えば建設会社さんをお願いをするのか、それとも例えば自分たちで借りてきて、例えばレンタルをし

てきたような費用も該当するのか、それはどっちなのでしょう。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

今の重機借り上げ料なんですけれども、建設業協会と単価契約を結んでおまして、今のところそれしか支払う根拠となるものがございませんので、工事の重機借り上げの方法については今後どうやって実際にいくのかを精査していかんばいかんと思っておりますけれども、今のところは町内の建設業協会への支払いを考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

稲刈りも終わって、ようやく田んぼの修復ができるというような話もあって、町民さんもかなりの数の方がこちらの予算については期待をされているところかなとは思っています。実際、いつ頃手をつけれるというか、予定をしているのか、最後に教えてください。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

この12月の補正が可決次第、区長さんたちとももう一回協議をして、いつ頃から、部落単位、地区単位で入ろうと思っておりますので、入れるところはすぐにでも、まずは今年度のこの補正予算が可決されたときには、田んぼと水路を来年春から始まりますので、それに間に合うように田と水路の整備をしたいと考えております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

同じく27ページの林道災害復旧費ですけれども、この中の委託料がマイナスの539万7,000円ということになっています。町長説明によりますと、測量設計の実績に基づいて精算した結果ということですが、これの具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

当初、専決でお願いしたときには、7か所の災害を想定して予算を計上してございました。しかしながら、実際は2か所が国庫補助となっておりますので、その分の差額が500万円ということになります。

なお、7か所を設定したのは、私が一応現場に行って、これぐらいならば40万円ぐらい超ゆっじゃろうということで想定した数でしたが、実際県のほうに見ていただいて精査したところ、若干、これは災害じゃなくて盛土でよかよというふうなことになったので減った次第でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

補正前の金額が1,447万円ほどなんです。これで行くと、3分の1がマイナス補正をさ

れているということで、7か所から2か所になったということですが、具体的な内容はどのようにして5か所減ったんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

多良岳横断線が3か所、のり崩れです。古賀倉線が1か所、それから城平線が1か所、いずれも盛土の土羽で対応できるんじゃないかという県の指摘で落としましたものでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

端的に言うと、見積りが少し甘かったということになるわけですかね。今後、そういうことがないように、しっかりした見積りをぜひお願いをしたいというふうに思います。

○7番（田川 浩君）

補正予算書の17ページですね。企画財政管理費というところで、ふるさと応援寄附金の項目が並んでおりますけれど、今年、予定を上回る寄附が見込まれるためということで補正をしておりますが、まず寄附金額が予定より多いということで、昨年と対比をしまして、直近で分かる、例えば11月末でとか、直近で分かるところでいいですので、昨年在りぐらいで今年が幾らぐらいに、現在ですね。あと4か月ぐらいありますけれど、現在、直近でどのくらいになっているものか、まずはそこからよろしくをお願いします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

前年度との比較としたところだと思いますけれども、11月末現在で申し上げます。昨年度が5億3,536万4,000円となっております。本年度が7億3,988万8,000円というところで、前年度と比較しまして2億452万4,000円の増といったところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

11月末までですけれど、約2億円昨年より上回るということでしたけれど、想像よりも多い寄附が集まっているものかなと思ってはいますけれど、それで今のところ順調ですけれど、決算委員会でも聞きましたけれど、昨年度もいろいろ寄附の返礼品の割合が3割とかになったりして、どうなのかなと思ってはいたけれど、決算特別委員会のときに聞いた返答では、返礼品としての定期便が調子がよかったということがあったと思いますけれど、今年度も調子よさそうですけれど、今年度の寄附が上回っている理由といたしますか、そういう定期便のほかにも何かあるものなのかどうか、それはいかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

本年度の増の考えられる理由といたしまして、まず納付方法の仕方を増やしているという

ところがございます。電子マネーでも払込みができますよといったところで、Amazonペイとかメルペイとか、こういった辺りの扱いを始めた。それからもう一つが、御存じのように、農林水産省の補助事業、ふるさと納税謝礼に係る補助事業がございますけども、この補助を活用した返礼品の増と。それから、御案内の定期便の充実ということで、かなり今回品数を増やしております。それから、コロナウイルス関係ですけれども、コロナウイルスによってかなり在宅が増えているといったところを考えまして、野菜の詰め合わせなどの在宅での、幾らからでもできるようなものがないかといったところでの充実を図っている、こういったところから増に結びついているんじゃないかなろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

納付方法をはじめ、いろいろなところでアイデアを出してやっておられるものだと思いますけれど、参考までに聞きますけど、今年度の締切りといいますか、今年度の控除の対象の締切りは12月末ですよ。12月というのは、はっきり言いましてどこの自治体も半分ぐらいはその月に集中して、12月にいかに多く集めるかというのが肝になっていると思いますけど、参考までに今年の12月は何日まで受付をされるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内のとおり、12月が年度の中でも一番寄附が多くなるといった月でございます。昨年31日まで受付をしておりますけども、昨年と同様に、本年度についても12月31日まで受け付けたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

26ページの消防費の中の防災費ですね。その中に、河川カメラ設置工事ということが計上されておりますけど、多分これは9月のときに私が質問したものについて対応されたもの、多良川の水害によるものと思っておりますけど、その付ける場所ですね。多良川のどこに付けられるのか。また、今回多良川のほうが大きな被害を受けましたけど、河川は伊福から県境まで何か所もありますけど、今後つけられる箇所は、新年度ですね、あるのか。それと、そのとき私が言いましたけど、多良川は地形上カーブが多くて、今回栄町、古賀が打撃を受けましたけど、何件ぐらいの床上、床下、合わせて栄町が何件、古賀が何件。というのが、そのときも申し上げましたけど、私は多良川は最低でも2か所付けてくださいということをお願いしたと思っておりますけど、今回1台だけやけんですね。来年度でも付けてもらえるのか、そこら辺をお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

設置場所の件でございますけれども、映像で見る以上はきちっと確認ができる場所というところで、候補地、候補場所といいますか、候補の柱を4か所ほど想定をしておりますので、その最適なところを設置場所としたいと。河口じゃなからんとということもありますので、検討していきたいと思っております。

それと、多良川以外のということでございます。業者と話をした経過でございますけれども、映像で流す以上は、業者のシステムということで現在町のほうからというわけではなくて、業者のシステムの改修の状況についてお尋ねをしましたところ、検討していますという話でございます。それについては、糸岐川、それと伊福川についても検討をしているという話でございますけれども、何せ映像の、現在柱を1柱ということで想定しておりますので、議員の御質問の件、今後についてでございますけれども、業者さんと安全・安心のためにはできるだけお願いしたいという観点から協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今の答弁を聞いておりますと、何のために付けるのか、全く分かりません。危険があるから付けるわけでしょう。そして、言い忘れましたけど、はがくれテレビの防災ライブカメラのも1柱は空いておりますと私が9月のときに言いました。そして、それも3秒置きに切替えが同一箇所で行けるといことも私は確認しております。金額は、もし言われることは、設置場所が暗かったらライト等が必要と、そこは私は調べて、電柱を立ててしたところの見積書を総務課長に提案したと思います。取ってですね。だから、場所も一番危険な箇所につけてもらわんと、下流が一番危なか。それは満潮時ですね。でも、先ほど言うたごと、多良川は真っすぐ上がってきて、JR鉄橋の下から完全に90度曲がって上まで行って、事実その分は、先ほど言いましたけど、何軒被害があつとるかって聞いたですよ、栄町と多良で。床上、床下。見舞金も出しとつとやっけん、ぴしゃつとした数字の分かってでしょう。だから、2か所は最低でも必要ですという、私は9月のときに言いました。ぜひそれは検討してもらわんと、我々は多良川の下流が増えたけん、古賀もやろうかになて、そういう感じやなくて、並行して見えるようにしてもらわんと、大惨事に。皆さん、分かろうばってん、河川の周りには多良川が一番家屋が密集しているわけですよ。郷式からずっと下ですね。だから、そこら辺も考慮してもろうて、せめて適材適所には付けてほしいと思うんですけど、町長、どがんですか、そこら辺は。

○町長（永淵孝幸君）

今、総務課長が答弁しましたけれども、私も業者と話はしとります。それで、今のところ1マスだったからというようなことですが、多良川でも、例えばオレンジ海道、広域農道の川原橋付近ですね。あそこら辺にどうやろかとか、一応場所辺りも言いながら2か所ぐらいとか、伊福川ももちろん、下流ともう少し上付近もどうやろかとか、それから糸岐川

もそうです。そういったことで話はしておりますが、先ほど総務課長が答弁しましたように、今言われて、藤津ケーブルのほうも、会社のほうも、はい、分かりました、じゃあそれだけ増やしましょうかって一気にでげんと。自分たちのほうの会社のシステム上ありますから、そこら辺は検討してまいりますというふうなことでございますので、そういったところを含めて検討していただいて、できるだけ早いうちに町民の皆さんにそういったところは分かるような形で提供できればと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

防災ライブカメラですよ。できるかできんか、私も3秒置き、5秒置きで2か所は切替えができるということ聞いております。それと、あそこは今カメラが設置されているのは、道越と、あとは塩田川2か所ですもんね。浦田川と塩田川とですね。だから、太良町では塩田川は必要なかわけですよ。だから、それはやり方と思いますけど、太良町のほうは4か所、分割してありますから、4か所は最低できます。それで、先ほど言うたごと、画面を切り替えるのであれば、8か所は最大限できると思っております。そして、工事費は電柱があるかないかで、もちろんその分は違いますけど、50万円前後でできるわけですよ。私もそれは確認はしております。だから、こういう時代で、10台つけても500万円ですよ、極端な言い方をすると。だから、災害はいつ起きるか分からんし、いまだ多良川はこれだけの被害を受けて何の工事もされておられません。二次災害を物すごく心配しております。多良川の一番河口の分は、町のほうの重機借り上げでもらいましたけど、国道から上は全く手つかずですよ。だから、そういう状況であって、また大雨等があれば、同じ災害を受けるはずですので、早急に対応をお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、カメラの件ですけれども、先ほど申しましたように、業者と詰めて、そういった塩田んとは映らんでよかと、太良町んとだけ映さるっとかいと、そこら辺を詰めて協議をしていきます。ほかにも何か要望があつてるらしいです、ケーブルのほうにですね。直接町内のほうから。ですから、そういったところを含めて検討していただくようお願いをしております。

それから、多良川の改修ですけれども、これは県河川になりますが、上流のほうから随時工事をやってもらっておるような状況です。ですから、あと私もひさご付近、あそこら付近もかなりあれだったから、かさを上げるとかを含めてしてくださいと土木事務所の所長、副所長にもお願いしておりますので、そこら辺はまた来年の雨季になる前に何とかしてもらおうような要望は上げていきたいと、このように思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

改修の件ですけど、私も県のほうに問合せしましたけど、多良川については3か所一応今年度やるという話は聞いております。場所等は聞いておりませんが、その後どのように、建設課を通して私は話をしておりますけど、そこら辺がどのようになったのか、実際されるのか、鹿島の地区は着工されるところもあるという話も聞いておりますので、そこら辺を確認してほしいと思いますので、よろしくお願いします。答弁ありません。

○5番（待永るい子君）

補正予算書の19ページ、総合福祉保健センター管理費の中で修繕費というのが今度38万円上がっていますけれども、当初予算で修繕費は155万円上がっておりました。その155万円の修繕費の使い道と、今度のこの38万円の使い道についてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

当初予算の予算の使い道でございますけれども、指定管理者の責に負わない分の突発的な修繕費が発生したときの修繕として予算計上をさせていただいたものでございますけれども、現段階で明らかになった故障箇所といたしまして、浄化槽のかすをこし取る機械、スクリーンというのがあるそうなんですけれども、そのところが故障していて、このままでは浄化槽がダメージを受けるというようなことで管理業者から報告を受けております。そういった形で、浄化槽の機器修繕ということで38万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

この総合福祉センターの委託につきましては、大体委託料が3,231万7,000円、そのほかに維持管理委託料というのが63万6,000円計上されております。金額によっては、委託業者が自分のところで修繕をするのがあるのか、それともたとえ1,000円からでも、全部役場のほうが修繕をしなくてはいけないのか、そこら辺の線引きはあるのかないのか、お伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

線引きはございます。価格の設定の線引きを、すいません、今資料を持ってきておりませんが、軽微な修繕につきましては指定管理者が、相当額の経費になりましたら太良町がということで役割分担をしておるところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

20ページに児童福祉のほうの補助金が197万7,000円、マスクとか消毒で載っとっんですけど、前回もこういう補助金がずっと来よっんですけど、これも含めてですけど、道越環境広

場にG o T oトラベルで結構お客さんが来て、小さい子供も連れてきやっつとですけど、ああいう遊園地辺りにも消毒液ぐらいは置いたらどうかと。この前、竹崎の竹崎城のほうにも行ったつですけど、結構お客さんも来てしよつとに、消毒液ぐらいは置いとったがよかつちやなかかなと感じたんですけど、そういうのには補助金はないんですかね。この子供たちとだけかな。それと、こういう保育所のほうには補助金が来とつですけど、小学校、中学校のほうには補助金はないんですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

予算書に書かれている197万7,000円につきましては、太良の保育園と認定こども園の4園分の消毒液とか体温計、パーティションなど、コロナ対策に必要な資材を補助するというような形のものでございます。縦割りの発言で申し訳ないですけれども、道越環境広場のほうの遊具関係のところは、道越環境広場の附帯設備として遊具が置いてある関係で、児童福祉担当としてはあそこは所管をしていないというところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

学校関係のコロナにつきましては、補助金ではなくて、9月補正で消耗品費等という形で補正をいたしております。文部科学省から1校当たり50万円の補助があつておまして、100万円の2分の1で50万円ということですので、その分の相当額は9月補正でお願いしたところでございます。

以上です。

○10番（川下武則君）

保育園のほうとか学校のほうは分かつたんですけど、小さい遊園地とか、そういうのを一応、さっきも指定管理者の中で、そういうところにも消毒液ぐらいは置いたりとか、置けるところがあれば、そういうのをやっていったほうが、実は私もちょこちょこ道越環境広場のほうに行って、いろんなお客さんとも話をするんですけど、鹿島、太良のほうには佐賀県でもコロナが来てないというのを皆さんよく御存じで、そういうところに集中的にお客さんが来てるといいますか、そういうのも含めて、なるべく県外から来られるお客さんが多いので、それぐらいの配慮をして、太良町はこういうところも細かくしてるんだな、それでコロナが来てないんだなというのを、九州のほうも含めてですけど、都会のほうから来られる方にそういう意味でも太良町をPRしたらどうかと思うんですけど、そこら辺は社会教育課長、どうですか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

道越環境広場に限らず、ほかの公園等も屋外にございます。状況によっては、屋外だけでなかなか、建物についてはそのような衛生関係の品物を置ける場所もあるという状況もあるかと思えますけれども、基本外については各個人対応の部分も多々あるかと思えます。状況によって、道越環境広場につきましては、幸い隣にトイレ等がありますので、トイレ等の外側に周知用の紙を貼るなどして、そういったところにも消毒液がありますということで表示をして対応したいと思えます。

○1番（山口一生君）

10ページの災害復旧費のところ、地方債ということで7,960万円を発行されています。6ページのほうにも変更ということで書いてあるんですけども、今回起債をされたときにこういった類いの起債をされているのか。例えば、年5%以内の利率がかかるって書かれてあるんですけども、ここに対して国のほうから利子補給とか、そういった何か手助けがあるのか。もう一つは、災害復旧に今のところここに書いてある部分で5億1,914万4,000円というふうに書いてあるんですけども、今回の災害で町の財政がどのぐらいダメージを受けているか、健全な状態を維持できているのかどうかという評価を教えてください。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

6ページの資料で御説明したいと思えますけれども、今回の補正で御覧のとおり、林道、農地、道路それぞれ170万円、110万円、道路については1,990万円といったところにしておりますけれども、その利率等については、最終的に国からのパーセンテージといったところがございますけれども、今の段階ではかなり年々利率というのが減少してきております。しかしながら、国のほうでもどうしても限度があるというところで、通常の銀行からの借入れ等も場合によっては想定されるといったところもございますので、この利率については5%以内という形で表現をさせていただいております。

それから、国からのこの起債に対する補助といいますか、交付税措置等になりますけれども、これにつきましては、農地の分が元利償還金の95%と。それから、道路、林道についても同様に、元利償還金の95%といったところが交付税措置というふうになってまいります。ただ、1つ違うのが、道路についてはこの起債の充当率が、補助等を除いて100%いいですよとなっておりますけれども、その他の農地、林道については充当率が90%といったところの違いがございます。

今回の災害に対する財政的なところの影響はどうかといったところですけども、先ほどから若干説明しているとおり、災害についてはかなりの国からの補助がございます。それと併せて起債についてもかなりの交付税率となっておりますので、全然ないとは申し上げませんけれども、これとって、これでほかの事業を止めなくちゃいけないといったような状況ではないというところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

17ページ、企画財政管理費のところ、負担金及び交付金のところ、22世紀に残す佐賀県遺産支援事業の補助金というのがございます。これは、どのような種類の補助なのか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

22世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助金でございますけど、こちらについては栄町地区の海中鳥居、こちらのほうが平成29年12月21日に佐賀県遺産として認定されています。こちらの海中鳥居陸上部にある1基が老朽化により亀裂があるということで、建て替えのための補助金でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そうやって海中鳥居等の改修等々は助かるところでございますが、ほかにうちの本町で候補等々はございませんか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

現在のところ、この海中鳥居に続く佐賀県遺産認定というような候補地はございません。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

歳入の11ページですね。土木費の分担金と災害復旧分担金とありますけど、これは町長の説明でもありましたけど、土木費分担金、急傾斜地は2件と思いますけど、あと農地の分は補助率も書いてない、まだ査定中だから補助率も決まってないとは思いますが、対象者は何名いらっしゃいますか。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたように、まだ査定が終わっておりませんので、見込みの件数になりますが、農地66か所、66件、施設17件、合計83件を見込んでおります。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今答弁にあった、率が決まってないということで、多分農地災害の分は大きなパーセントにはならないと思いますが、急傾斜地がここに記載されていますけど、25%ですね。だから、これは総額2,800万円ですね、補正した後。2件の方が申請されておりますけど、これは町長判断でできるのかどうかは分かりませんが、この負担を幾らかでも軽減できな

いか。そこら辺の検討はぜひ欲しいと思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

分担金は、公共性の物すごく高い場合は取らないというふうなことも考えられます。しかし、急傾斜関係でしたとき、こういう話が区長会からも実は出ました。しかし、今のところはこの分担金を決めて、うちははっきり言ってほかの市町より分担金は安いと思うんですよ。ですから、今そこをすぐ見直すということにはならないと。結局、町の一般財源を使うというようなことになるわけですので、ほかのところと見比べながらやっていかにやいかんわけですから、その分担金を今ここで見直しますとかというふうなことは言えませんが、区長会ときは私は言いました。分担金はそのままで行きますというふうなことを申し上げております。ですから、見直すというようなことは今のところ考えておりません。

以上です。

○8番（江口孝二君）

町長の立場で言われるともっともなことばってんですよ。この2か所については、1か所は経済建設のほうで現地で確認も、2年ぐらい前ですかね、した箇所だと思います。それと、もう一か所はJRが絡んでたところでもんね。だから、ケース・バイ・ケースでそこら辺、そして自分の土地じゃなくてしなくちゃいけないという状況でもあるけんですよ、そこら辺は幾らかのケース・バイ・ケースでぜひ一考していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

議員が言われるのは分かるんですよ、分担金をしてと。しかし、今いろいろなことでうちの条例に合っていないじゃないかとかということで、今取調べもされてる職員もいるわけですね。そういった上において、決まりは決まりとして、こういったところは守ってきちっとやっていかんと、これを変えるなら変えるような形で条例とか負担金、そういったものを変えていかにやいかんと思うわけですよ。しかし、今の状態でそこをすぐ、はいというふうなことにはいかないというふうなことを思っておりますので、後々それをどういった形で、公共性の高いのは先ほど言いましたように、それは当然理由をつけられるわけですから、できますけれども、受益者の少ないようなところについては今の状態で行かざるを得ないというふうな思いはいたしております。しかし、総体的に職員に話す上では、この前の一般質問でも言いましたように、とにかく法、条例、規則を守ってくれと。あとはそこを言わないかんと思っておりますので、そういったところで町民にもいろいろな不都合なところが出てきますよというふうなことを申し上げたところです。

以上です。

○10番（川下武則君）

関連みたいなもんですけど、27ページに災害復旧費とか道路の橋梁の災害とか、いろいろ

あります。その中で、今回この補正予算の中に載っかってきて、担当課長がいない中で、係長さんたちはおるばってんが、どういうスケジュールで発注しながら、どこを、何を重点的にやっていくのか、そこら辺を各担当の係長さんたちにお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○建設課建設係長（川崎和久君）

お答えします。

道路については、今月いっぱい査定のほうも完了する見込みとなっております。現在、通行規制をかけている路線等がありますので、そちらのほうを優先的に発注しながら、優先順位をつけて計画的に発注していきたいと考えております。

以上でございます。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

農地につきましても、査定が終わり次第優先順位をつけまして、発注を順次、計画的な発注を思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

優先順位をつけながらということですけど、優先順位は大きいのを先にしていくもんか、小さいのをしていくもんか、そこら辺も含めた優先順位になるかと思うんですけど、正直な話、7月までにある程度しとかなないと、また二次災害とか、そういうのがかなりあるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○建設課土地改良係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

優先順位でございますけれども、重機借り上げのときも申し上げましたが、まずは田んぼとか水路と道路、その辺をまず優先順位の高いところに置こうかなと思っております。畑につきましては、どうしても繰越しになるかもしれませんが、畑の中でも急いだほうがいい、近くに道路があるとか、そういうところを精査しながら順位を決めていこうと思っております。

以上です。

○建設課建設係長（川崎和久君）

お答えします。

道路につきましては、先ほど申し上げましたように、交通規制をかけている路線を第一に考え、路肩部の災害を受けている箇所につきましては増破等も考えられますので、交通車両の安全を確保するために、それを優先していきたいと考えております。

以上です。

○10番（川下武則君）

なるべく町民さんが、なるほど、何とか知恵を出してやっているなどか、何とか町民さんが、ここを先にしてもらってよかったと言ってもらえるような優先順位をつけての仕事をよろしくお願ひしたいと思います。答弁は要りません。よろしくお願ひしときます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第86号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）について、本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第87号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第87号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第87号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第88号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第88号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第88号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第89号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第89号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第89号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第90号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第90号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第90号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第91号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第91号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

説明書の5ページですね。医業収益の入院収益1億1,000万円余りの減額は、新型コロナウイルス感染患者受入れ病床の確保に伴い、空床を確保したということで説明を受けましたけれど、これは何床確保したのか、まずこれから教えていただけますでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

空床確保についてでありますけど、4月から7月までは1日10床、8月以降が1日4床の確保になっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。4月から7月までが1日10床で、8月以降が1日4床ということですが、もしここに感染された患者さんが入院されるという場合は、例えば杵藤地区でかかられた方が回ってこられるのか、例えば太良町でかかられた方が入院されるのか、そういったシステムといたしますか、順番といたしますか、それはどうなっているのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

杵藤保健福祉事務所が管轄しておりまして、杵藤保健管内で発生した場合、まず第一優先として、重症度が高い場合は嬉野医療センターだと思います。あとは保健所のほうから、どこの病院ということで指示がされて、太良町内だけとは限らないと思います。

以上です。

○7番（田川 浩君）

そうしましたら、最後の質問になりますけど、今医療センターという名前が挙がりましてけれど、杵藤の管内でこういった対策をしている、病床を空けている病院というのは幾つあるのでしょうかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

医療センターと太良病院です。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（所賀 廣君）

7ページを見て質問したいと思います。

支出のほうですが、建設改良費、固定資産購入費ということで、811万円上がっております。この中で、機械として621万円、生体情報モニターほかとあります。生体情報モニターというのは新しい言葉のような感じがするわけですが、この説明をお願いできますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ここに書いてある生体情報モニターというのは、心電図を各部屋で患者さんにつけている機械ですけど、それを集中的にナースステーションで電波を取って表示するような、そういった機械になります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

そうすると、これは普通我々が言いよった心電図のことですか。今まで心電図というと、見たことがあるとですけど、それは本来であれば生体情報のことであって、そのモニターをナースステーションのほうに送る、そういう理解でいいですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい、そうです。

○11番（久保繁幸君）

初歩的な質問をお伺いしますが、今さっきコロナウイルスの件で質問があつてたんですが、疑いがある人は最初はどういうふうにして、疑いがあつてPCR等々の検査を受けられるのか。まずは、それをお願いします。自分がコロナにかかったなという人がおると思うんですが、最初はどういうふうにすればいいのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

最近よく言われていることだと思いますけど、インフルエンザと同じような症状がある方、熱が高い、それと喉の症状だったりとか味覚の症状、あとは一番重要視しているのが、たくさん発生している地域に出かけていないか、そういったところを全部勘案した上で診断をし、今言った内容に該当する部分が多い場合はPCRの検査を行うというふうになります。そういうような症状がある方は、今の段階ではまず病院に行くのではなく、杵藤管内ではそういった相談する電話がありますので、そこに1回電話をしていただいて、その指示に従って検査ができる医療機関に行ってくださいというふうな流れになってきます。医療機関でも、なるべく病院の中には入ってもらいたくないというのがありますので、ドライブスルー方式みたいな感じで、当院の場合はまず別の部屋を1部屋用意しておりますし、なるべくであれば車のところまで医者が行って、検査をするようにしております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それでは、まずは太良病院に連絡をしていいわけですか。それよりも、保健所のほうに先にやるのか。今日の新聞とテレビ等々では、佐賀県も13名ですか、過去最高というような報道もなされておりますし、おかげさまで太良町のほうは全然出てないんですが、そういう方は、まずは太良病院に連絡していいのか、それよりも保健所に連絡するのか、どちらのほうに早くするほうがいいんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

当院かかりつけの方であれば、病院のほうに直接電話していただいて大丈夫です。その代

わり、コロナの検査をする時間帯を午後2時から4時までというふうに時間での分離ということも考えてやっておりますので、それまでは自宅で待機していただいて、なるべくその時間に来ていただく、その時間に対応するスタッフも決めておりますので、そこで対応するという流れになります。かかりつけでない場合は、保健所のほうのコールセンターのほうに電話をしていただいて、検査ができる医療機関の紹介を受けていただければと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第91号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第13. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、手元に配付しました別紙、付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の上程。

町長提案の議案第92号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

議案第92号は、財産の取得についてであります。

本案は、G I G Aスクール構想実現に向け、児童・生徒学習用パソコン端末を整備する必要が生じたため、小学校用304台、中学校用146台、合計450台を購入するものであります。

なお、調達については、佐賀県共同調達により令和2年10月29日に実施された一般競争入札の結果、1,970万1,000円で佐賀県佐賀市鍋島町大字森田902番地、株式会社学映システム、代表取締役岡村祐臣が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。納入期限につきましては、令和3年2月26日までとしております。

なお、県の予定価格は全部で13億837万8,280円で、これを台数で割り返すと、太良町分は2,245万500円となります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由は終わりました。

追加日程第2 議案第92号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第92号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。

○1番（山口一生君）

今回導入をされる450台のパソコン、こちらの機種を教えてください。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

機種につきましては、ウィンドウズの d y n a b o o k という形になっております。

以上です。

○1番（山口一生君）

O f f i c e の W o r d とか E x c e l とか、その辺りは既に入っている状態での配布になるのでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

G I G A スクール構想の標準パッケージということで、O f f i c e 等が入った G I G A P r o m o というのが標準で添付されております。

以上です。

○1番（山口一生君）

今後、ソフトウェアとかOSのアップデートが発生した場合、対応するのは学校になるのか、生徒自身が操作をしてやるのか、その辺りの継続性というか、その辺りを教えてください。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

OSのアップデート等につきましては、学校で一括して行う予定であります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第92号 財産の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第3 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第3号につきましては、全議員の提出であるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書(案)の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(坂口久信君)

起立全員。よって、意見書(案)は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今期定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は、12月4日開会以来本日まで、8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、令和2年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今年一年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症に振り回された1年でありました。本年は、開催予定であった東京オリンピックが来年に延期されたことをはじめ、様々なイベントが中止や規模縮小、またはリモート開催など、何をするにしても新型コロナウイルスの対応をどうするかということ抜きにしては語れない世の中になってまいりました。

佐賀県でも、2023年に開催予定であった国民スポーツ大会が2024年に延期されましたのはじめ、人々の暮らしや経済活動に様々な影響を現在でも受けております。太良町では、7月の集中豪雨で多良川などが氾濫し、床上、床下浸水で多くの家屋が被害を受けられました。そのほかでも町内の多くの方が被害を受けられた中、多くのボランティアの方々の支援を受けながら復旧に向かわれている姿は、あまり明るい話題がなかった1年の中でも、人々の助け合う温かさを見た思いでありました。

このような厳しい自治体運営を強いられる中、町長並びに町執行部の皆様には、職員の英知を結集し、地域住民の声に耳を傾けながら各種業務に精励されていることに対し、改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましては、町民の代表として、愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、私ごとではございますが、まだまだ議長として未熟な上に皆様方に多大なる御迷惑をおかけしたと思っておりますが、これからも一層精進を重ね、皆様方とともに議会の発展のために努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方には、くれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

これもちまして令和2年第6回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午後1時24分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生